

各 位

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室  
介護ケア推進課（認定給付担当 TEL:708-8087）

## 京都市における均等割減免制度廃止の影響を受ける方への個別通知について

平素は、本市の高齢者保健福祉施策の推進及び介護保険事業の運営に、御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う経過措置」について、経過措置の対象になる可能性がある方に対する個別通知を12月下旬以降、順次実施していきますので、お知らせします。

### 1 個別通知の対象者

令和5年度に均等割減免制度（京都市独自制度）の適用により均等割を免除されている方（その方と同一世帯に属する方を含む）で、「市民税非課税世帯」の区分で福祉施策を利用されている方

※ この方々のうち、令和6年度に均等割減免制度が廃止されることに伴い「課税世帯」の区分で福祉施策を利用される方が、経過措置の対象となります。

### 2 個別通知の内容

経過措置施策をお知らせする通知（別紙1）と経過措置の内容等を掲載した冊子を送付します。

### 3 発送時期

令和5年12月下旬以降

※1 令和5年度（令和5年8月以降）に補足給付等の利用実績が確認できた方から順次発送していきます。

※2 介護保険以外の福祉施策（子育て支援施策等）も利用されている方には、これより早く届くことがあります。

### 4 冊子について

以下のページにデジタルブックを掲載しています（介護保険関係はP29～36）が、冊子現物の配布を希望される場合は、介護ケア推進課（認定給付担当）まで御連絡ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/page/0000002181.html>



(お問合せ番号：\*\*\*\*\*)

経過措置としての  
個人管理番号令和〇年〇月〇日  
京 都 市〒(郵便番号)  
(施策住所)

(送付先氏名) 様

経過措置対象となる施  
策に届け出ている住所  
に送付

## 個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策経過措置に関するお知らせ

令和5年度個人市民税において「均等割減免制度」により、「市民税非課税の区分」で福祉施策を利用された方にお知らせしています。

令和6年度から個人市民税の「均等割減免制度」が廃止されることに伴い、ご利用中の福祉施策の負担額等が「市民税非課税の区分」から「市民税課税の区分」に変わる可能性があります。このため、急な負担の増加により福祉施策が利用しにくくならないよう、令和6年度以降、経過措置を実施します。

今回、経過措置の対象となる可能性がある方に、令和6年度から実施する経過措置の内容等をあらかじめお知らせする冊子を送付させていただきます。

実際に経過措置の対象となる方には、令和6年7月以降に別途、個別に必要な手続等をお知らせします。

## ○ 経過措置の実施について

令和6年度から4年間(施設入所に係る施策は7年間)の経過措置を実施します。次の【経過措置の対象となる可能性がある方】について、令和6年度以降、引き続き【経過措置対象施策】に記載の福祉施策を利用される場合、経過措置の対象となる可能性があります。

※ 経過措置の実施内容等の詳細については、同封する冊子の6ページを御確認ください。

## 【経過措置の対象となる可能性がある方】

〇〇 〇〇 様

## 【経過措置対象施策】

△△△△△△△△△△△△△△

複数の施策を利用している場合は、1番最初に実績が分かった施策を記載

## ○ 均等割減免制度について

個人市民税は、所得の金額にかかわらず一律の「均等割」と、所得の金額に応じた「所得割」で算出されます。「所得割」の納税義務がない方の「均等割」の全額を免除する(非課税の取扱いとする)均等割減免制度は、令和6年度から廃止されます。

※ 詳しくは、同封する冊子の5ページを御確認ください。

≪必ず裏面と冊子を御確認ください≫

(参考)

- このお知らせは、【経過措置対象施策】に記載の福祉施策に届出いただいている送付先にお送りしております。
- 【経過措置対象施策】に記載の福祉施策のほかに、下の【経過措置を実施する福祉施策一覧】に記載の福祉施策を令和5年度に利用された場合にも、令和6年度以降、経過措置の対象となる可能性があります。今回のお知らせ及び冊子の送付は、1度のみとさせていただきますので、御了承ください。

### 【経過措置を実施する福祉施策一覧】

医療関係	国民健康保険(高額療養費 他)
	後期高齢者医療(高額療養費 他)
	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)
	障害者自立支援医療特別対策費
	特定医療費(指定難病)
	小児慢性特定疾病医療費助成
	老人医療費支給事業
高齢者支援	介護保険(特定入所者介護サービス費 他)
	家族介護用品給付事業
	成年後見制度利用支援事業
	養護老人ホーム入所措置
	高齢者すまい・生活支援事業
	高齢者虐待シェルター確保事業
障害者支援	障害福祉サービス
	地域生活支援(移動支援・地域活動支援 他)
	補装具
	日常生活用具
	障害児入所給付費
	京都市ヘルパー特例派遣事業
	緊急時介護人及び入院時支援員派遣事業
	障害者休日・夜間緊急対応支援事業
	やむを得ない事由による措置
	成年後見制度利用支援事業【再掲】
子育て支援	高校進学・修学支援金支給事業(学用品購入等助成金)
	高等職業訓練促進給付金等事業
	保育料
	時間外保育事業、一時預かり事業
	ひとり親家庭等日常生活支援事業
	スマイルママ・ホット事業
	産前産後ヘルパー派遣事業、育児支援ヘルパー派遣事業
	子育て支援短期利用事業
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
	病児・病後児保育事業
児童福祉施設措置費(母子生活支援施設 他)	

### 【お問合せ先】

京都市福祉施策経過措置フォローアップセンター

電話：0120-115-011(平日9時から17時まで)

FAX:075-222-3386

※ 電話が混み合う可能性がございます。通話中の場合は、少し時間を置いておかけ直してください。